

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成25年9月2日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

本件業務は、共同企業体による共同履行方式により行うこととする。

(1) 委託件名

(上烏羽南部地区)土地区画整理事業地区界点測量等業務委託

(2) 履行場所(対象)

京都市南区上烏羽清井町8番他地内

(3) 委託概要

土地区画整理測量：一式

地区界点測量：142点、街区出来形確認測量：1,485点、画地確認測量(座
標変換)：3,172点、公共用地測量：一式、公共測量成果等資料作成：一式

(4) 履行期間

契約の日から平成27年3月13日まで

(5) 支払条件

ア 前金払については、平成25年度及び平成26年度に、各会計年度の出来高予定
額の3割を超えない範囲内で支払うこととする。

イ 部分払については、なしとする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、
入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加資格有資格者(以下「当該有資格者」
という。)とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者は、次のア又はイの方法により、当該委託に係る設計図書等を入手し、
積算のうえ、入札を行う。

ア 下記(4)アに該当し、4(1)に記載の一般競争入札参加資格確認申請書等(以下「申
請書等」という。)の書類を4(3)アに記載のインターネットを利用して提出した者

は、参加資格確認通知後に京都市電子入札システムによりインターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手すること。

なお、上記の者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムによりインターネットを利用してダウンロードした複写承認書により設計図書等を購入すること。

イ 下記(4)イに該当し、4(1)に記載の申請書等を4(3)イに記載の持参により提出した者は、参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

(4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法により、共同企業体の代表者において行う。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日の前日において、共同企業体の全ての構成員が現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（(2)にあつては、本件入札に係る申請書の提出の日から入札参加資格確認の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 共同企業体として次に定める条件を満たしていること。

なお、その他の共同企業体の運用については、「京都市共同企業体運用基準」による

こととする。

ア 構成員の数

2者とする。

イ 構成員の資格要件

(ア) 申請書を提出する日の前日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、平成25年度競争入札参加有資格者格付（測量）においてA等級に登録されている者であること。

(イ) 本件業務に係る2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 結成方法

自主結成によること。

エ 出資比率

出資比率の下限は30パーセントとする。

オ 代表者

構成員の中で出資比率が最大の者を代表者とする。

カ その他

(ア) 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

(イ) 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

(ウ) 共同企業体の成立の日は、協定書を提出した日とすること。

(2) 共同企業体の全ての構成員が、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

共同企業体を結成したうえで、共同企業体名で提出すること。

イ 共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

ウ 共同企業体協定書（甲様式）

なお、インターネット利用者の場合は申請書の提出の日の前日までに、共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び共同企業体協定書（原本3部）を契約課まで持参し確認を受けた後、提出すること（共同企業体協定書は原本3部を確認のうえ、2部を返却する。）

(2) 申請書等の交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604 - 8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075 - 222 - 3313)

(1) 期間

公告の日から平成25年9月11日(水)正午まで。ただし、京都市の休日を含め定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

ア インターネット利用者は、申請書の提出の日の前日までに4(1)に記載のイ及びウの書類を4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けて提出したうえで、4(2)ア(イ)の期間内に、共同企業体の代表者のICカードにより、京都市電子入札システムの本体に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「電子入札システムの申請書」という。)に必要事項を入力の上、4(1)に記載のアの書類をワード、エクセル(Office2007で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader8.0で扱えること。以下同じ。)にして添付し、京都市電子入札システムに送信すること。

イ 端末機利用者は、4(2)ア(イ)の場所及び期間内に、4(1)に掲げるア～ウの書類を持参し提出すること。

上記ア及びイのいずれの場合も、受付時間は午前9時から午後5時までとする(ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、京都市電子入札システムにより、設計図書等をダウンロードすることができる。(ただし、端末機

利用者は、4(2)ア(ア)の場所で、速やかに本件業務に係る設計図書等の複写承認申請書の交付を受けると共に、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書等の写し(有料)を入手すること。))

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成25年9月13日(金)

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成25年9月19日(木)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

- (5) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の共同企業体名及び予定価格を入札の前に公表する。
- (6) 本件入札において、3の参加資格があると認めた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。
- (7) 本件入札において、入札者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員が、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 共同企業体の構成員が、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (3) 3に規定する本件入札に参加する共同企業体に必要な資格を喪失したとき。

(4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めるとき。

6 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示した方法により入札すること。

(2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)に定める期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(4(2)アの場所及び期間内に4(1)の申請書を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。)は、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

(3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けて入札すること。

(4) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。

7 入札期間、開札予定日時及び落札者の決定

(1) 入札期間

平成25年9月25日(水)、26日(木)及び27日(金)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 予定価格及び最低制限価格

本件業務に係る予定価格及び最低制限価格の公表は、4(4)の入札参加資格の確認結果通知の際に行う。

(3) 開札予定日時

平成25年9月30日(月)午前10時00分

(4) 落札者の決定

落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(5) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札を決定した日に、次のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者の場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者の場合

電話により通知する。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成25年10月1日(火)午前9時から10月3日(木)午後5時までの期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成25年10月3日(木)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

(7) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成25年10月1日(火)午後1時から4(2)ア(ア)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本件入札は，政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア) に同じ。
- (5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。
- (6) 公正な競争を確保するため，本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者の構成員（以下「非落札者構成員」という。）が次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が，非落札者構成員に本件業務を委託すること。
 - イ 非落札者構成員が，契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）

（行財政局財政部契約課）